

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

事実婚の夫が亡くなりました。 遺族年金はもらえるでしょうか。

銀座に勤めていた30代の時、一回り年上の夫と知り合い、付き合ってから数年後には同居を始め、以来ずっと仲の良い夫婦でした。夫は会社を経営していて羽振りが良く、もちろん妻子もいたのですが、10歳近く年上の奥さまとはうまくいっていません。ただ子供が一人前になるまではと大目に仕送りをしていました。子供は3人いたのに上2人が亡くなり、一番下の娘さんだけなので、結婚や孫の出産その他、最近では奥さまが認知症気味になり施設に入れるのにお金がかかると言われて、折々にまとまった金額を出していました。私も最初の夫との間の子供を亡くし

ているので、夫が子供を溺愛する気持ちはよく分かります。もし私との間に子供ができれば、離婚して私との再婚を考えてくれたと思いますが、なぜか子供はできないまま、間もなく私は60歳になります。夫は70歳を過ぎましたがとても元気で、このまま二人で平穏な老後と思っていたところ、ゴルフの最中に突然倒れ、そのまま亡くなりました。急に一人

になり、寂しくてたまりません。遺産はなく遺産はもらえませんが、生前贈与というのか、今住んでいるマンションは私の名義だし、株や預金もある程度もらっているの、それは仕方ないことだと思っています。ただ、遺族年金ですか、それは現実と一緒に住んでいる私からももらえずだとも聞いたので、もしそうならば、大した額ではなくても助かります。



内縁の配偶者に、遺族年金の受給が認められる場合があります。

急に配偶者を亡くされて、本当におつらいですね。私の周りにも何人かいて、落ち込み方が半端なくて気の毒です。病氣だったのならば覚悟もできるし、これまでの思い出を話したり感謝の言葉を述べたりすることもできるので。そもそもまだ70歳になったばかりでは、いくらなんでも早過ぎますね。ご本人もどんなにか無念なことだと思います。

の域を出ませんけれど。

ご主人とすれば、自分が女性を作った出でいった、いわゆる有責配偶者なので、自分から離婚を言い出しても難しいと考えられてたかもしれません。あるいは、わざわざ離婚しなくても、年上の奥さまの方が先に亡くなるだろうから、その後入籍すればよいと思っていたのかも

さて、ご相談者のケースは「重婚的内縁関係」と言って、戸籍上の配偶者がいての内縁の夫婦関係に当たり、世間ではままたることで。内縁の妻は相続人ではなく相続権はないのですが、遺族厚生年金法は、遺族としての「配偶者」に内縁関係の場合を含めています。いわゆる「婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む」と。重婚的内縁関係の場合にはどうなるかと言うと、裁判例が多数あり、本妻であっても、その婚姻関係が

の状態が固定化して近い将来解消される見込みもない時、すなわち、事実上の離婚状態にある場合には「配偶者」に当たらず、内縁の妻がこれに当たると解されています。

実際、もう認知症気味なのだすれば、離婚交渉も難航しますし。前の奥さまと死別して再婚になるのであれば、ご相談者と一人娘さん半分の相続なので、それで良いと思っておられたかもしれません。どれも今となっては、推察

死まで20年以上ご相談者こそが妻として共同生活を送ってこられたわけで、遺族年金の受給資格があるはず。まずは年金事務所事情を話してください。相手方からの聞き取りもするし、簡単ではないと思いますが、もし不支給決定になった場合には訴訟に訴えてその取り消しを求めるとも可能なので、諦めないでください。

61 Libre August 2023